

平成18年（行ツ）第282号

平成18年（行ヒ）第333号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成17年（行コ）第68号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成18年7月20日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成19年3月20日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那 須 弘 平

裁判官 上 田 豊 三

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 田 原 睦 夫

[別紙省略]